

第2節 被害情報収集伝達計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 情報の取りまとめ ⇨ 総務部 2 被害状況の報告 (1) 通常 ⇨ 府 (2) 府への報告不能の場合 ⇨ 直接、消防庁 (3) 消防機関への通報殺到の場合 ⇨ 府及び消防庁 3 各部の報告事項の周知徹底 4 通信設備の把握	各課 各関係機関 共通

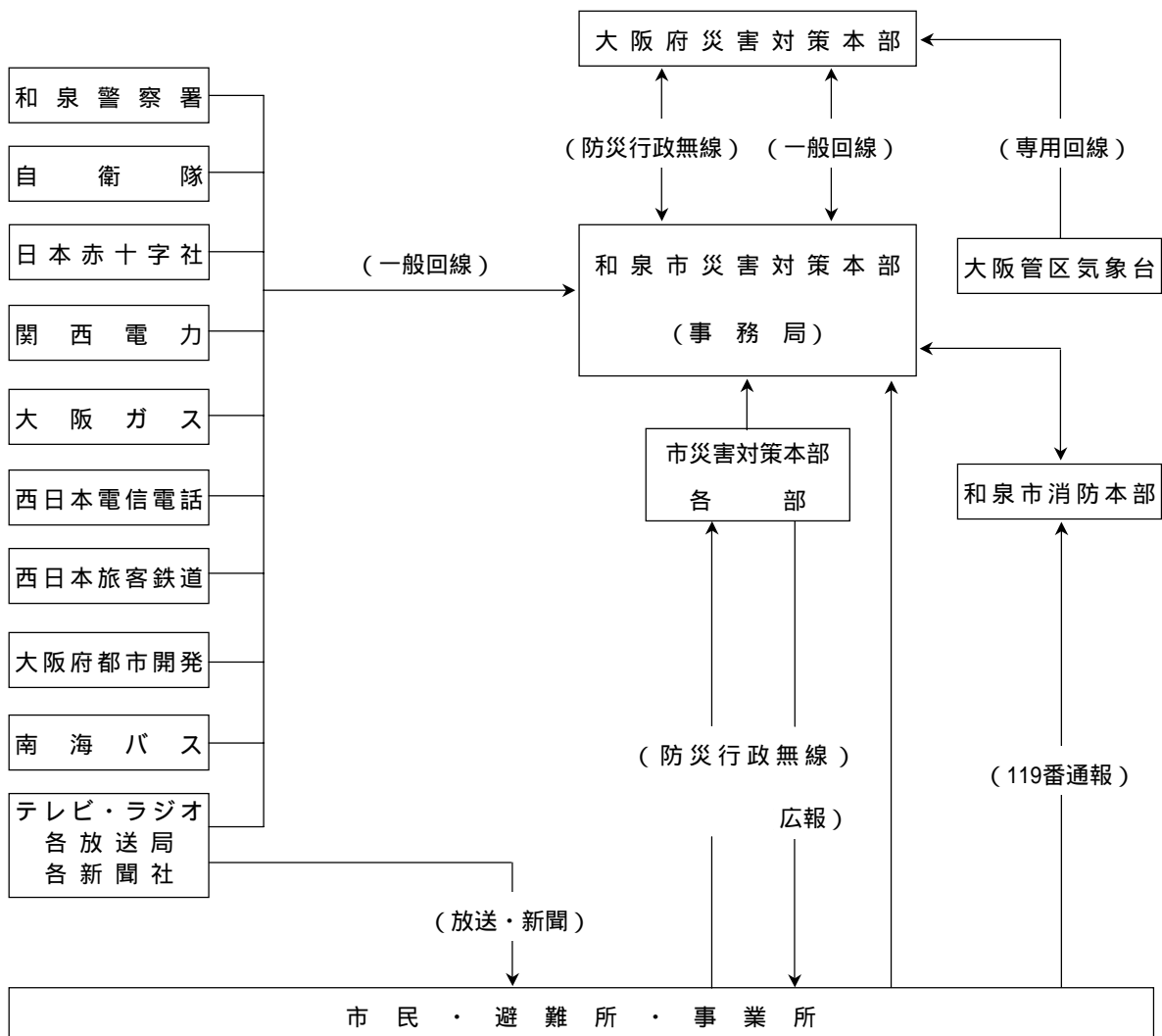
第1 計画の方針

地震発生後、市は、府及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

第2 実施責任者

災害情報の収集・伝達については、災害対策本部事務局が、災害情報の収集・総括・報告にあたる。

情 報 収 集 手 段



報告項目	報告主管部	報告先 (大阪府)	報告項目	報告主管部	報告先 (大阪府)
人的・住家被害関係	事務局	危機管理室	道路・橋梁関係	土木下水道部	土木部
火災等消防関係	消防本部	〃	河川関係	〃	〃
社会福祉施設関係	健康福祉部	健康福祉部	砂防・崖くずれ関係	〃	〃
医療関係	市立病院	〃	下水道関係	〃	〃
ごみ処理施設等関係	生活環境部	環境農林水産部	公園関係	都市産業部	〃
水道関係	水道部	健康福祉部 水道部	公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	まちづくり 政策部	建築都市部
農地・ため池関係	都市産業部	環境農林水産部	教育・文化財関係	学校教育部 社会教育部	府教育委員会
山地災害関係	〃	〃			

第3 災害情報の収集伝達

地震発生後、直ちに府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の収集

次に掲げる防災関係機関等からの情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報（通報状況等）
- (4) 防災関係機関からの情報
- (5) 自主防災組織、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (8) その他

2 災害状況の伝達

市が収集した被害状況を府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 住民の生命財産の安否状況及び住民の避難状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、河川、砂防、農地、ため池、山林等の被害状況
- (5) 上水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防、医療救護等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) その他

3 調査収集報告の注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければ

らない。

- (2) 被害状況等収集に当たっては、状況が明瞭にわかるよう写真撮影を行い、写真には、撮影年月日、場所、時刻、被害者氏名等を記入しておくものとする。
- (3) 各部において収集した被害状況等は、事務局へ口頭等により速報し、調査が完了次第、文書により報告するものとする。

4 住民からの通報について

住民から被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ各部又は関係機関に連絡する。

第4 大阪府への被害状況等の報告

1 被害状況等の報告

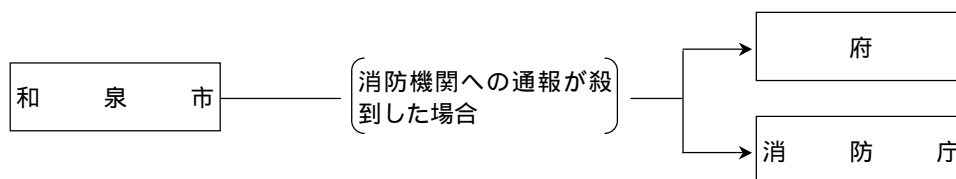
被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に大阪府（危機管理室）へ報告するが、地震が発生し、市区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

なお、報告は原則として大阪府防災情報システムにより行うものとし、当該情報システムが使用できない場合は、電話・ファックス等により行うものとする。

- (1) 市域で震度4以上の地震が発生した場合
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があるもの
- (4) 災害に対し、国の財政的援助を要すると思われるもの
- (5) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合あるいは2市町村以上にまたがるような広域的な災害で、本市が軽微な被害であっても全体的に大規模な同一災害の場合
- (6) 市災害対策本部を設置した場合
- (7) その他特に報告の指示があった場合

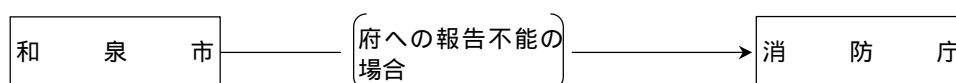
2 通報が殺到する場合

消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。



3 通信の途絶等の場合

府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。ただし、措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。



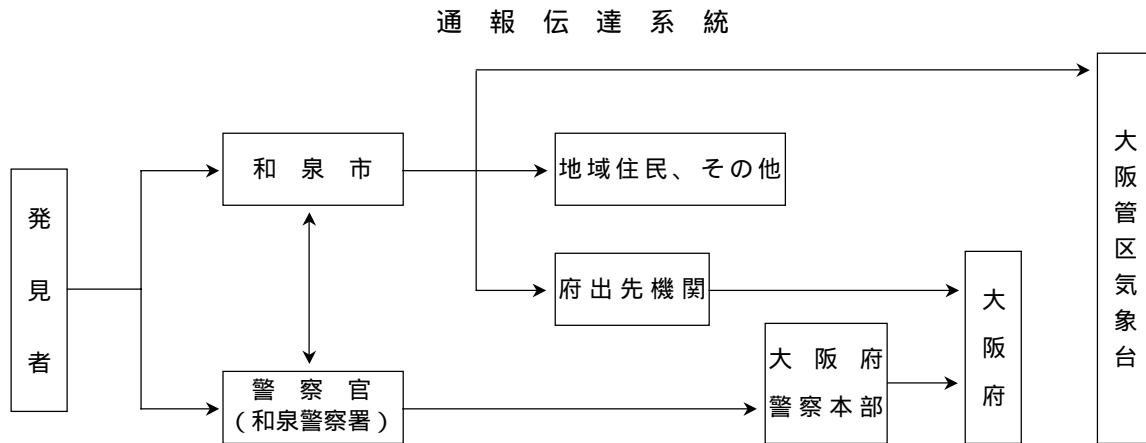
第5 被害状況調査の報告基準

被害状況調査の報告基準は、資料編掲載の基準によるものとする。

第6 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。



第7 通信手段の確保

1 通信機能の点検

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。

2 災害時優先電話の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うものとするが、災害時には加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

市は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめ登録してある災害時優先電話により通信を確保する。

3 大阪府防災行政無線の利用

大阪府防災行政無線を活用し、大阪府、府下市町村及び関係機関との通信の確保を図る。

4 非常通信の利用

災害のため有線通信系が不通となった場合、又は状況によりこれを利用することが著しく困難な場合には、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号及び第74条に基づき、災害発生の通報、人命救助、被災者の救援及び応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、消防本部、警察署、駅等において消防無線、警察無線、鉄道無線により通信の確保を図る。

5 市防災行政無線の利用

本部内での命令の指示、伝達及び災害状況の収集等については、有線電話で行うほか、市防災行政無線を利用する。

6 アマチュア無線

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、和泉防災無線クラブ等に協力を求め、情報の収集及び伝達等を行うものとする。

第8 罹災証明書の発行

災害により、住家等に被害を被った住民に対して「罹災証明書」を発行するものとする。

資料編	防災関係機関連絡先一覧 非常通信経路 災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式 被害状況調査報告基準 災害による罹災証明書 気象庁震度階級関連解説表
-----	---